

伺い	供覧	文書番号	10耐地発-0035
起案者	耐震安全部 地震動・津波グループ 氏名 岩淵 洋子 (印) 内線番号 584		
あて先	原子力安全・保安院長		
施行者	原子力安全基盤機構理事長		
差出元			
起案日	平成22年9月14日	接受日	
決裁日	平成22年9月28日		
施行日	平成 年 月 日		
施行注意		保存期間	10年
件名	女川原子力発電所の津波に係るクロスチェック解析の期間延長について		
伺い 表記の件に関して、(案1)のとおり延長を依頼してよろしいか伺います。 (案1)女川原子力発電所の津波に係るクロスチェック解析の期間延長について (添付1)クロスチェック解析実施スケジュール (添付2)指示書「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う東北電力株式会社女川原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について(NISA-151d-10-4)			

受付年月日

地震動・津波グループ長	(堤)	年 月 日
計画グループ長	(小林)	H22年9月22日
次長	(高松)	H22年9月22日
耐震安全部長	(堀野)	H22年9月22日
技術企画グループ長	(小林)	H22年9月24日
経営企画グループ長	(村上)	年 月 日
技術情報統括室長	(町宮)	H22年9月24日
次長	(村上)	年 月 日
企画部長	(村上)	H22年9月27日
担当理事	(佐藤)	H22年9月28日
理事長代理	(渡)	H22年9月28日
理事長	(曾)	H22年9月28日

監事印	
(吉澤)	(吉澤)
22.10.7	22.10.12

独立行政法人原子力安全基盤機構

10耐地発一0035
平成 22 年 9 月 28 日

経済産業省原子力安全・保安院
院長 寺坂 信昭 殿

(独)原子力安全基盤機構
理事長 曾我部 捷洋



女川原子力発電所の津波に係るクロスチェック解析の期間延長について

以下の理由により、女川原子力発電所の津波に係るクロスチェック解析の作業期間について、平成 22 年 11 月 30 日まで延長を依頼する。

クロスチェック解析の作業期間延長理由

独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「JNES」という。)は、原子力安全・保安院の指示書「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針の改訂に伴う東北電力株式会社女川原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について」(平成 22 年 4 月 30 日付け平成 22・04・22 原院第6号)に基づき、女川原子力発電所の津波に対する安全評価に係るクロスチェック解析を実施している。実施期間は、4 月 30 日から 9 月 30 日である。

一方、本クロスチェック解析作業を進めるにあたり、取水口前面での堆砂高を評価するための海底の土砂移動解析等において、事業者の解析結果をより詳細に分析する必要が生じた。そのためのデータを事業者に依頼したところ、9 月中旬頃に提示されるとの回答を得た。JNESでは、事業者のデータを取得してから、分析、コード改変、解析等を行い、結果を取り纏めるのに 2ヶ月程度を要する。

従って、クロスチェックの実施期間を 11 月 30 日まで延長する必要がある。

以上

10耐地発一0035
平成 22 年 9 月 日

経済産業省原子力安全・保安院
院長 寺坂 信昭 殿

(独)原子力安全基盤機構
理事長 曾我部 捷洋

(案1)

女川原子力発電所の津波に係るクロスチェック解析の期間延長について

以下の理由により、女川原子力発電所の津波に係るクロスチェック解析の作業期間について、平成 22 年 11 月 30 日まで延長を依頼する。

クロスチェック解析の作業期間延長理由

独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「JNES」という。)は、原子力安全・保安院の指示書「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針の改訂に伴う東北電力株式会社女川原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について」(平成 22 年 4 月 30 日付け平成 22・04・22 原院第6号)に基づき、女川原子力発電所の津波に対する安全評価に係るクロスチェック解析を実施している。実施期間は、4 月 30 日から 9 月 30 日である。

一方、本クロスチェック解析作業を進めるにあたり、取水口前面での堆砂高を評価するための海底の土砂移動解析等において、事業者の解析結果をより詳細に分析する必要が生じた。そのためのデータを事業者に依頼したところ、9 月中旬頃に提示されるとの回答を得た。JNESでは、事業者のデータを取得してから、分析、コード改変、解析等を行い、結果を取り纏めるのに 2ヶ月程度を要する。

従って、クロスチェックの実施期間を 11 月 30 日まで延長する必要がある。

以 上

女川発電所の津波に係るクロスチェック解析 - 実施スケジュール

■クロスチェック解析の実実施スケジュール

本日
変更箇所

	準備期間	6月	7月	8月	9月	10月	11月
NISA指示書発行	4/30						
事業者へのデータ要求	5/12, 5/21 データ入手						
サイト近傍の地形モデル作成							
再現性確認解析							
2010年チリ津波 (1ケース)							
土木学会モデル 事業者最大ケース(2ケース)							
土木学会モデル (8ケース)							
中防モデル (3ケース)							
津波堆積物モデル (4ケース)							
1960チリ津波 (2ケース)							
津波解析最大ケース (2ケース)							
事業者最大ケース (2ケース)							
津波解析最大ケース (4ケース)							
事業者最大ケース (2ケース)							
分析ケース							
解析結果の整理							

→ 8/23データ入手
→ データ入手時期未定
→ データ入手
→ データ入手
→ 分析、コード変更、解析
→ 中間報告
→ 最終報告

(添付2)

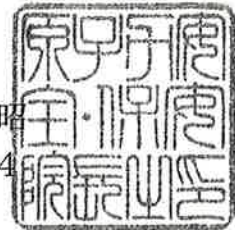


経済産業省

平成22・04・22原院第6号
平成22年4月30日

独立行政法人原子力安全基盤機構
理事長 曾我部 捷洋 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 寺坂 信昭
NISA-151d-10-4



「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う東北電力株式会社女川原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について（指示）

「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う東北電力株式会社女川原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機に係る耐震安全性評価について、下記のとおりクロスチェック解析の実施を指示します。

記

1. 作業実施件名

「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う東北電力株式会社女川原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析

2. クロスチェック解析に係る作業内容

以下の内容について、クロスチェック解析を実施する。解析項目、解析範囲、解析条件等の詳細については、本件を担当する当院職員と協議のうえ、決定するものとする。

- ・地震随件事象（津波）に対する安全性評価に係る解析

3. クロスチェック解析に係る作業方法

貴機構が保有する解析コード等を用いて、女川原子力発電所に係る津波の影響評価の解析を実施し、安全性評価を行う。



4. 提供資料

クロスチェック解析の実施に当たり、当院から以下の資料を提供するものとする。

- ・東北電力株式会社女川原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機に係る「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う耐震安全性評価結果報告書
- ・当院が東北電力株式会社から入手した解析に係る資料及びデータ一式
- ・上記以外で、クロスチェック解析実施の過程において、新たに必要性が生じたデータ

5. 提供方法

提供資料は、貴機構の当該作業期間中に限り、貸与するものとする。

データについては適切な電磁的記録により提供するものとし、貴機構における作業が終了した後、遅滞なく、電磁的記録は消去することとし、その他の記録は、当院へ返却することとする。

なお、作業の一部を外部に委託等する場合に当たっては、データの漏えい防止等の遵守事項について、契約等において明確に規定することとする。

6. 作業期間

作業期間は、指示の日から平成22年9月30日までとする。また、平成22年7月30日までに中間報告を行うこととする。

当該作業を作業期間内に終了することができないと見込まれるときは、速やかに遅延の理由、作業完了の予定日等を記載した書面により報告することとする。この場合、当院から別途、作業期間について指示するものとする。